

建設業のアスベスト問題

澤田鉄平 桃山学院大学経済学部准教授

《報告要旨》

1 はじめに

アスベストは大気中を容易に飛散し、呼吸などを通じて人体に吸入されることで種々の疾病を引き起こす。しかし、何らかの方法で吸入を阻止できれば、労働環境中でのアスベスト被害の多くは抑止できるのである。にもかかわらず、建築労働者のアスベスト被害は全産業中最多となっている。アスベストは建築分野で大量に消費されたが、適切な粉じん対策がなされなかったためである。

2 建築物へのアスベスト大量使用

国内のアスベストの産業別消費量は建築分野で8割以上とされており、建築物のあらゆる場面で用いられた。特に1950年代にはフレキシブル板が開発されたことで、屋根材としてだけでなく内装材としても用途が広がり、また同時期には耐火被覆材として吹付けアスベストが実用化されるなど、アスベストの建築分野での使用量は年を追うごとに増加していった。また、75年に吹付けアスベストの施工が禁止された以降も、耐火性能を有し、軽量で加工性も良いアスベスト含有建材は使用され続けてきた。建築物へのアスベスト使用が禁止となったのは2004年のことであり、吹付けアスベストが禁止されてからも30年近くの間、アスベスト含有建材は建築物に使われ続けたことになる。そして、これらの建築物に含まれるアスベスト含有建材は現在も建築物から除去されておらず、解体時等に新たなアスベスト問題を引き起こすことになるのである。

3 建築現場でのアスベスト粉じん対策の欠如

アスベスト粉じん対策適切に行われていれば、建設アスベスト被害が最小限に抑えられたことは、一連の建設アスベスト訴訟を通じて明らかにされている。最高裁判決では、吹付作業では1972年以降、それ以外の作業では1975年以降、アスベストが飛散する労働環境下で作業をおこなっていた者の被害を認定し、加害者である国と建材メーカーの責任を認めた。

アスベスト被害の防止には集じん装置と防じんマスクが有効であるが、これを誰が用意するのかなどについては、重層労務下請構造など建築業固有の雇用環境に規制(安衛法や特定化学物質等障害予防規則)が対応できていなかった。また、規制が適切に適用されたとしても、その実効のためには労基署の臨検が必要であるところ、これにも労働基準監督官不足に起因する種々の問題が残されている。

現段階の建築業におけるアスベスト問題は解体時のアスベスト飛散であり、これも適切なアスベスト粉じんの管理の下におこなわなければならないが、すでにアスベスト含有の建築物解体に起因するアスベスト被害が生じ始めている点は留意しなければならない。施工段階におけるアスベスト

の安価さや性能を強調するあまりに、解体時の高コスト化を招いているのはあまりにお粗末だと思われる。このコストは早期に使用禁止を打ち出すことで節約できるコストなのである。

結局のところ、日本という国は、どこの側面を切り取っても労働者軽視の制度設計になっている。本報告に寄せて結論づければ、アスベストの有害性は 1940 年代には認識されてきたが、アスベストの安価で高性能という側面だけが重視され、労働者・強いては国民の安全については軽んじられてきた。また、産業ごとにどの経済主体を規制責任者にすれば、規制が効果的に機能するか、といった戦略も欠如しているのである。

[2024-07-12 版]